

門真市緊急時手話通訳者派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、聴覚、音声又は言語機能に障害を有する者又はその家族（以下「聴覚障害者等」という。）が、病気又は事故により救急車の要請をした場合等の緊急時において、その救助を行う上で、当該聴覚障害者等との意思疎通を円滑にするため、緊急時手話通訳者（以下「通訳者」という。）を派遣することにより、聴覚障害者等の支援を行うことを目的とする。

(対象者)

第2条 通訳者の派遣を受けることができる聴覚障害者等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により記録されている者であって、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている聴覚、音声又は言語機能に障害を有する者又はその家族
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた者

(通訳者の選定及び登録)

第3条 門真市福祉事務所長（以下「所長」という。）は、門真市意思疎通支援事業実施要綱（平成18年10月1日施行）の規定に基づき登録されている手話通訳者の中から選定し、派遣するものとする。

(派遣要件)

第4条 通訳者の派遣の要件は、次のとおりとする。

- (1) 緊急時において聴覚障害者等が意思疎通を円滑かつ確実にできるよう仲介及び伝達する必要があると判断した場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、所長が特に必要と認めた場合

(派遣の範囲)

第5条 通訳者を派遣する範囲は、原則として市内及び近隣市とする。ただし、所長が必要と認める場合はこの限りではない。

(派遣の方法)

第6条 守口市門真市消防組合は、聴覚障害者等から緊急時の通訳者派遣依頼を受け

た場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に派遣の要請を行うものとする。

- (1) 執務時間中 門真市危機管理課職員
- (2) 執務時間外 門真市役所宿直員

2 前項の要請があった場合には、門真市危機管理課職員にあつては門真市障がい福祉課担当職員に、門真市役所宿直員にあつては障がい福祉課長に連絡するものとし、それぞれ当該連絡を受けた者が通訳者の派遣手配を行うものとする。

(義務)

第7条 通訳者はこの事業に従事するに当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 活動中に知り得た聴覚障害者等の秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- (2) 通訳者は派遣後、速やかに緊急時手話通訳者活動報告書（別記様式）を所長に届け出なければならない。
- (3) 通訳者としての登録を辞退する場合は、速やかに辞退する旨、所長に届けなければならない。

(解任)

第8条 所長は、通訳者が前条第1号に違反するなど、事業の信用を著しく損なう行為をしたときは、通訳者を解任することができる。

(利用料)

第9条 通訳者の派遣に要する利用料は、無料とする。

(報償金等)

第10条 市長は、通訳者に対し、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める金額を支給する。

区分	金額		
報償金	次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める金額		
	<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>金額</th></tr></thead><tbody></tbody></table>	区分	金額
区分	金額		

	<table border="1"> <tr> <td>午前 5 時から 午後10時まで</td> <td>1,600円に派遣時間数（通訳者が住居を出てから帰宅するまでの時間数をいう。ただし、1時間未満の端数があるときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは0.5時間とする。以下同じ。）を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>午後 10 時から 午前 5 時まで</td> <td>2,400円に派遣時間数を乗じて得た額</td> </tr> </table>	午前 5 時から 午後10時まで	1,600円に派遣時間数（通訳者が住居を出てから帰宅するまでの時間数をいう。ただし、1時間未満の端数があるときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは0.5時間とする。以下同じ。）を乗じて得た額	午後 10 時から 午前 5 時まで	2,400円に派遣時間数を乗じて得た額
午前 5 時から 午後10時まで	1,600円に派遣時間数（通訳者が住居を出てから帰宅するまでの時間数をいう。ただし、1時間未満の端数があるときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは0.5時間とする。以下同じ。）を乗じて得た額				
午後 10 時から 午前 5 時まで	2,400円に派遣時間数を乗じて得た額				
交通費	実費相当額（往路にあつては最短時間で移動できる方法（タクシーの利用を含み、自家用車、バイク等の使用を除く。）、帰路にあつては公共交通機関（公共交通機関が運行していない場合にあつては、タクシー）による運賃等の額をいう。）				

（委任）

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 2 月20日から施行する。